

青森労災病院の臨床倫理に関する方針

基本的人権・患者の権利・医の倫理に基づき、患者にとって最も望ましい医療を行います。臨床現場で働く医療スタッフは以下の倫理原則に基づいて対応します。

臨床倫理の原則

1 個人の尊重

判断能力のある患者の決定は、家族の希望・医師の勧めに反していても尊重する。患者の意思決定能力が病気・薬剤によって損なわれている場合、家族又は法定代理人との緊密な話し合いに基づいて診療方針を決定する。

2 真実告知

医師は、患者が自己決定できるように、診療方法についての正確な情報を提供する。誤解や誤った情報に基づいた意思決定をさせない。

3 守秘義務

診療の過程で取得する患者情報はきわめて秘密性の高いもので、その漏洩による被害から患者を守る義務があり、同時に医師は患者から情報を守秘することを期待されている。

なお、医師が守秘義務を免れることができる場合については個人情報保護法等に法律上規定されている。

4 約束

患者との約束はしっかりと守り、医師個人・医療専門職としての信頼感を高め、医師・患者間の信頼関係の構築につとめる。

5 患者の最善の利益

医師は患者の人権を尊重し、優しい心で接するとともに、医療内容について患者が理解できるように説明し、患者の利益のために積極的な行動をとる。患者の分別を欠いた決定（医師による患者の最善の利益の追求と患者の自己決定が対立する場合など）には、医師は患者の話を良く聞き、有効な診療に応じるように説得を試みる。もし合意が得られなければ、患者の自己決定が優先されるべきである。意思決定能力を欠く患者においては、患者の利益を守る立場で、家族・法定代理人と相談し、決定する。

6 医療資源の公平な配分

ベットサイドにおいて、複数の患者が、医師の時間・集中治療室でのベッド手配といった限られた医療資源の割り振りの際に、競合することがある。医師は患者の医療上の必要性によって、医師の時間と資源を患者に提供する。